

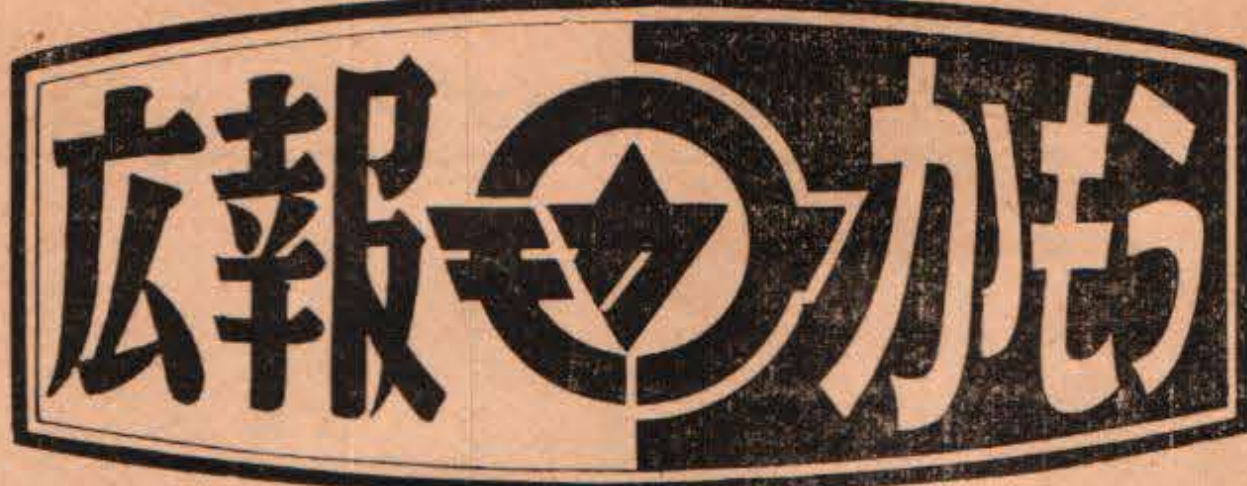
町内の動勢

40年10月1日現在

総人口 11,521 人

男5,437人 女6,084人

世帯数 3,250 戸



No. 9

昭和40年

10月30日

蒲生町役場



議会だより

昭和四十年蒲生町議会第三回定例会は、九月二七日開会され九月七日閉会した付議事件の要旨と審議の結果は次のとおりである。

◆議案才四〇号 鹿児島県市町村自治会館管理組合規約の一部改正に関する協議について（原案可決）

この議案は、現行組合規約の中に監査委員設置に関する明文の規定を加えるもので、加入地方公共団体の議会の議決が必要であるので提案されたもの
◆議案才四一号 事務の委託に関する協議について（原案可決）

この議案は、蒲生町公平委員会の事務を昭和四一年一月一日から鹿児島県に委託しようとするものである今後の事務処理は県の人事委員会規則の定めるところにより、事務処理に要した費用は夫々委託した町村の負担となる。なお先般の地方公務員法の改正等の関係もあって県下殆んど各市町村が委託することになるとのことである

（以下四頁へ）

とじると便利ですよ

秋は読書で

公民館・図書館の利用を

秋は読書に最適だといわれ十月末から読書週間もはじまるようです。

公民館図書室では、秋の読書シーズンにそなえて、みなさまがたのご利用をお待ちしております。

図書のかかりかたは簡単です。ぜひご利用ください

部落婦人会、青年団、農

事研究会その他読書グループなど団体で本を借りられときは、そのグループの代表者のかたが公民館においてになると団体貸出しすることもできます。五人でも十人でも読書グループを作ってください。

ありますのでふるつてご参加下さい。

第七回

町民運動会

豊作を感謝する意味を含めて町民相互の健康と融和親睦をはかり以って明るい蒲生町建設に寄与せんとする目的をもって、来る十一月十四日蒲生中学校々庭に於いて開催します。本年は今までの八地区対抗戦を新ため、公民館組織機構の十五地区対で行います。但し十五地区を次のとおりA・Bパートにわけて採点します。

◇Aパート（二〇〇戸以上の地区）

（中央ABC迫、北、川東、米丸、漆）

◇Bパート（二〇〇戸以下の地区）

（久末、下久徳、小川内、白男、大山、新留、西浦）

競技種目は町民の誰もが参加出来るレクリエーション中心に考えて

第二十一回 恒例

八幡相撲大会

蒲生町青年団主催により十月三十一日（日曜日）雨天の場合は十一月三日（文化の日）に開かれます。

◇競技内容

① 小中学校地区対抗戦

勝抜き戦

② 一般団体地区対抗戦（旧八地区対抗戦）

個人戦

個人戦

③ 町内外力士によるお好み取組観覧席（マス券）券は十月二十五日より公民館で発売致します

☆

◆国民年金に未加入の方へ◆

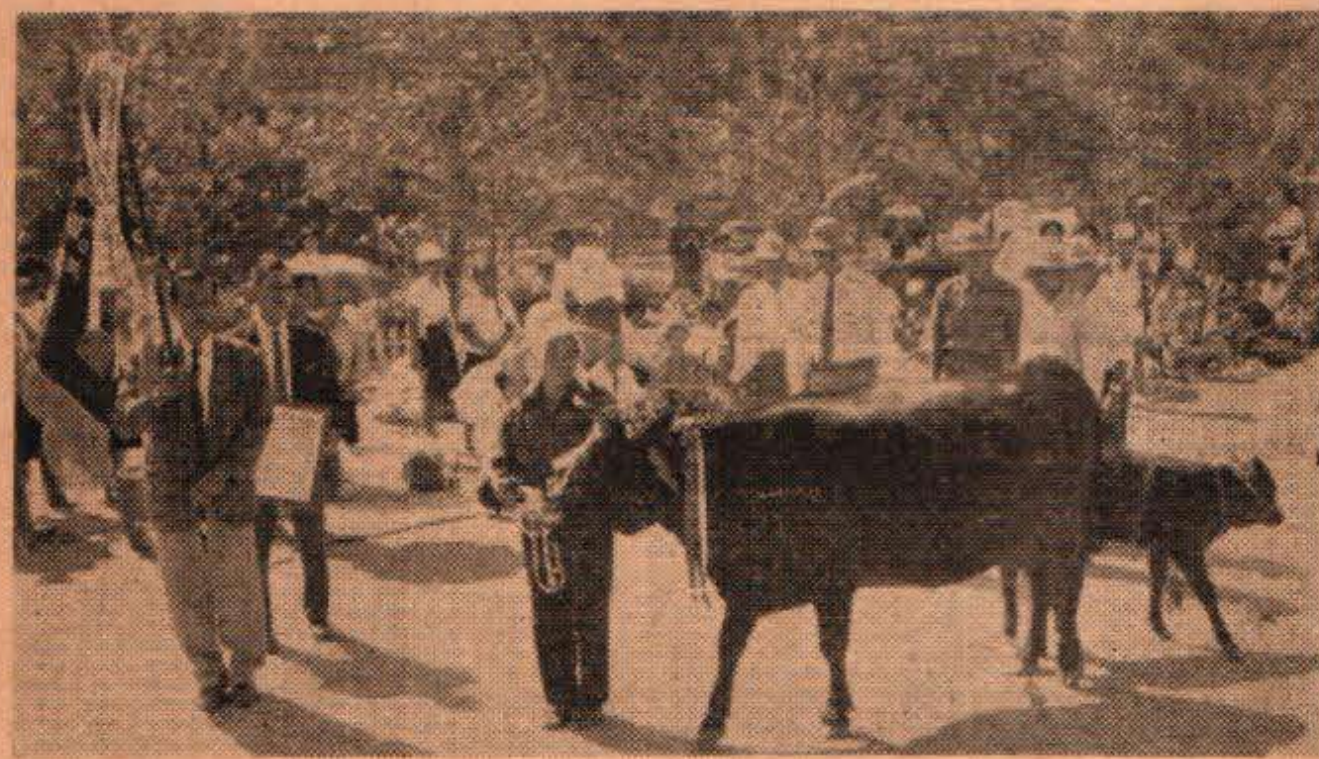
あなたが厚生年金などの被保険者であり、あるいはそんな人の奥さんであれば問題ありません。もしそうでなければ、そのままだらう読んで下さい。

昔、シナのある国でのごと数人あつまつて、蛇の絵をかく競争をしたら、早くかき上げた者が足までかいてみせたという話があります。福祉年金の支給がはじまつて七年目、拠出制の年金から五年目、今更こんなことというのは、全く蛇の足かも知れませんが、今の年寄りの人たちは、掛け金(保険料)をかけなくても、年金がもらえます。満七十才になれば、老令年金がもらえるしその前にケガでもされるとその程度によつては障害年金が、あるいは、中学校までの子供達をかかえて、夫に先だたれたら、母子年金がもらえるのです。

明治四十四年四月一日以前に生まれた人たちは、右のような年金がもらえるのです。これは福祉年金と言います。ところが、若いあなたには国民年金にいつて保険料をおさめていないとこんなことになつても、年金はもらえません。年をとつても、ケガをしても、あるいは、夫に死なれても、国民年金のほうからは何の年金も出ません。

未加入者の中には、現在何もかけてない人達が年金をもらつてゐるんだから、これからは先も、たとえ年金制度に加入してなくても、そのうち、何とかなるだろうと考へておられる人があるかも知れません。しかし、そうでは決してないのです。だから、仮りにあなたがほかの公的年金には勿論、国民年金にもはいつてないとする、あなたには、現在および将来にわたつて、何の保障もないのです。いえ、そうではなくて、何も保障がないからこそ、あなたは満二十才以上の日本国民であれば、強制的に国民年金に加入しなければいけないのです。加入して、もし生活が苦しければ、保険料を掛けずに済む免除と云う制度もあります。現にそのおかげで、かけ金は全然かけずに、免除だけで来て母子年金をもらえた人もいます。例えば、本長谷のEさん、久末後のIさんなどです。ここで、一寸脇道にそれますが、保険料には税金などと同じ様に納める期限があります。期限は次の表の通りですが、遅れても税金などと違つて、現在のところは延滞金はとられません。ですから、都合の良い時おさめれば良いと云う訳ですが、この期限を遅らすと、万一の時が大変困るのです。蒲生町で実際に起きた例を二つ話しましょう。はつきり明暗二つに分かれた例です。新留前のNさん、昨年の八月二十日に御主人がなくなりました。しかし、正に不幸中の幸いと云うのでしようか。それより十日前の八月十日に、四、五、六月分の保険料をおさめていました。Nさんには二人の子供があつたので、子供さんが満十八才になるまで母子年金(月額二千円)がもらえるのです。ところが戸ノ口のIさんの場合は、年六月に御主人が農作業中に急死されたのです。Iさんはその前年の十月から保険料を滞納されてしまつた。それにはそれなりの事情があつたことではしようが、この様に急な場合、新留のNさんの様にその前に滞納分を納める暇などなかつたのです。Iさんには九才を頭に四人の子供がいたのです。が、金額にしてわずか六百元(前年の十月から三月までの六ヶ月分)の滞納のために母子年金はもらえなかつたのです。

当時二才の末っ子のMちゃん、十八才になるまでもらへたはずの年金額を計算してみますと、なんと約四十四万円になるのです。私達にとって、六百元は「わずか」ではありません。けれど四十数万円にくらべたら



昭和40年度県主催 畜産共進会 | 等入賞

漆地区 田之上敬蔵所有牛(はつこ号)

去る十月九日より三日間開催された鹿児島県主催畜産共進会に本町より経産牛の部で、郡代表として出品した 田之上所有牛が、目出度く県一等賞に入賞されました。経産牛は県内和牛改良の基礎となるもので、条件は四産以上で毎年連産しているものとなつており、田之上牛は昨年度県優良生産牛の指定も受けており、日常熱心な飼育管理の賜であり今後高等登録牛を目指し、大きな努力が期待されています。入賞牛はすでに六産連産しており系統は次のとおりです

系	名	年	月	日	号	はつこ号	産次	性別	年次	得点
系統	生得	10	10	16	S32.10.16	生	1	牝	35	(76.50)
	体	77.00			77.00	点	2	牝	36	(77.40)
	十	123			123	cm	3	牝	37	
	体	119			119		4	牝	38	
	体	151			151		5	牝	39	
	体	485			485	kg	6	牝	40	

「わづか」と云えるのではないでしようか。しかも、この中には、その内に当然行われる年金額の改正(増額)は計算されてないのです。Nさんは十日前に納めていてもIさんは遅らせなくてもIさんは遅らせたので、この世の別れ」と云つた人がいます。明日では遅過ぎます。事故は不測のものです。延滞金がかかるのと云う様な問題ではないのです。保険料の期限だけは是非守つてもらいたいものです。それはあなた自身のためなのです。ですから、大分それました

が、年金に未加入の方は必ず加入する様にして下さい。年金は他に年金的な保障の何もない人たちが皆で連帯して、自分達の生活を守る制度です。かけ金は決してかけ捨てではなく、何時かまた自分にかえてくるのです。また、公的年金加入者の奥さんなども任意加入として、はいれます。それだけもう一つ生活の保障もふえようとするもので、これは必ずしも先ほどの蛇の足とは云えないでしよう。加入の手続きは役場の窓口で簡単に出来ます。

(注) たとえば、九月に事故が起きたとしてもその前に四、五、六月分までが納めてあればいいのです。

別表	第一期	第二期	第三期	第四期
月分	4 5 6 月分	7 8 9 月分	10 11 12 月分	1 2 3 月分
納期限	6月末日まで	9月末日まで	10月末日まで	3月末日まで

◆議案才四二号 蒲生町林業構造改善事業協議会条例 (原案可決)

この議案は、本年度地域の指定をうけた林業構造改善事業の適正かつ円滑な推進をはかるため、委員十人以上で協議会を設置しようとするものである。註・委員として委嘱される町議会議員の代表者として協田勇吉・池田章の二名を予め互選した。

◆議案才四三三号 蒲生町課設置条例の一部を改正する条例 (原案可決)

この議案は、林業構造改善事業に関する事務を専門に処理するため「林業構造改善事務局」を設置しようとするものである。註・事務局局長は助役、次長は桑木正志林務課長が兼務し専任職員として森雅照、細割清利の二名が発令された。

◆議案才四四号 蒲生町報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 (原案可決)

この議案は、林業構造改善事業協議会委員に対する報酬費用弁償額を定めようとするもので、他の附属機関の委員と同額で四五〇円と一〇〇円である。

◆議案第四五号 蒲生町公民館設置管理条例の一部を改正する条例 (原案可決)

正する条例 (原案可決)

この二つの議案は、夫々の委員の定数が従来十名であったがこれを十五名に改め、社会教育委員は公民館運営審議会委員を充てることを明定化しようとするもので十一月一日から施行されることになる。註・議会の二名の委員に協田勇吉、大迫藤次の両名を推せんをした

◆議案第四七号

共同利用農機具及びびく岩機管理條例の一部を改正する条例 (案可決)

この議案は、ブルドーザを更新するにあたり従来の九噸車を十四噸車にするため作業能率も上るので他町村等の実情を参考にして、一時間あたり町内三、〇〇〇円町外三、五〇〇円の使用料をと

り、移動のための経費は実費程度を使用者において負担することにしようとするものである。

◆議案第四八号 蒲生町国民健康保険条例の一部を改正する条例 (原案可決)

この議案は、現在世帯主だけ七割給付である本町の国民健康保険の給付を来年一月一日から被保険者全員が七割給付を受けられるよ

議 会 だ よ り

う改正しようとするものである。給付の改善については誰しも異議はないのであるが医療費の値上り等のため運営に困難を来している国保特別会計としては国保税の増税をさけるため国庫補助金の大半増額運動を根強く続ける一方、各人も保健に十分留意し協力する心構えが必要となる。

◆議案第四九号 蒲生町国民健康保険税

条例の一部を改正する条例 (原案可決)

この議案は、国民健康保険税の減額については従来所得金額が納税義務者(世帯主)一人九万円と被保険者一人につき一万五千元を加算した金額以下のもので、減税措置がなされてきたが、昭和四十四年度分の国保税からこの一人一万五千元の額を二万五千元に引き上げようと

するいわゆる低所得者層に対する減税措置で、このために生ずる税の減収分は調整交付金で交付されることになる。

◆議案第五十号 蒲生町道路線の認定及び廃止について (原案可決)

この議案は、林道青敷線二八〇〇米を町道に認定し町道岩井川内線一二六〇米を廃止しようとするものである。

ある。

◆議案第五十一号 昭和四十四年度蒲生町一般会計補正予算(第三回) (原案可決)

今回の補正予算の総額は六〇九万八千円で、主なるものは庁用車の購入一〇〇万円、失業対策事業費一四四万円、ブルドーザ購入費一〇〇万円(残額は四一年度支払い)、教育費三一八万円、災害復旧費二一六万円、諸支出金一五〇万円などが主なるもので、農業構造改善事業関係において計画変更等のため五五六万円を減額したので差引六〇九万八千円となったものである。

●庁車用は従来のライトバンをやめて乗用車を購入することになっている。

●失業対策事業費は人件費と原材料費が夫々五七万円宛である。●ブルドーザは、十四噸程度の大型のものを購入することになっており農業構造改善事業や来年度から実施予定の林業構造改善事業に使用し、併せて土地基盤整備事業等の民需にこたえようとするもので一〇〇万円を本年度に支払い残り四百数十万円は四一年度に支払うことになっている。(継続費)

●教育費は、町内小中学校の維持管理費が主なるものである。●災害復旧費については、土木費関係が米丸橋の追加分九八六、〇〇〇円(総工事費は一八八万一千円と

なる)と学校施設災害復旧費として小中学校の修繕費として一〇一万五千円が計上されている。●諸支出金は、前郷川の切通しに係る予算で新しく河川敷地になる用地と捨土の置場となる用地の買収費であって、本事業を促進するため町費で一時立替支弁しようとするもので来年度県より返ってくるものである。●農業構造改善事業費の減額は、設計変更による白男地区の一五〇万三千円、久末地区の一六七万円の減と、第二年度目に変更した鶏卵集荷所の二三九万六千円の減によるものである。

そのほか、債務負担行為として昭和四十四年度に融資を受けた農業振興資金一六五六万円について毎年度年利四分五厘対応額の総額一七四万一千五〇円を限度として昭和四十四年度から昭和四十七年度までの期間利子補給をしようとするものである。なお四分五厘の内訳は、県が三分、町が一分五厘を負担するものである。

以上のような内容を有する補正予算(第三回)は各常任委員会で四日間わたって慎重に審査され、十月七日の本会議に報告し原案どおり可決された。

◆議案第五二号 教育委員の選任について (同意)

この議案は、欠員中の教育委員に菱刈チカ氏を選任しようとするもので全会一致で同意した。

◆本会議第二日目十月一日に一般質問を行い質問者と執行部関係者との間に熱心な質問応答がなされた。当日の質問通告者と通告された事項は次のとおりである

●福田馨議員、1 土木(一般水道)、2 農業構造改善(資金関係)、3 教育関係、4 民生関係 ●大迫藤次議員、1 教育委員会について、2 老人クラブの運営費補助について、3 役場事務処理について ●山下繁道議員、始良町においては有識者の間において加治木町との合併の話も出ているように聞かぬが、町長としては始良町の町長会等において将来の問題として町合併の話を出しておくと必要と思うが町長の所信を伺いたい。 ●前村明議員、監査報告(四〇蒲監第二二二号)に係る諸支出金について

◆陳情請願について

次の陳情請願は何れも所管の常任委員会に閉会中の継続審査を付託した。

○陳情第四号、道路開通について (建設経済委員会)

○請願第五号、旧軍人等に対する恩給処遇に関する請願 (文教厚生委員会)

○陳情第六号、サイレン設置に関する陳情書 (総務委員会) ●陳情第七号、町道本長谷線の道路拡張工事に ついて (建設経済委員会) ●陳情第八号、高牧石踊坂道路の改修について (建設経済委員会) 以上。